

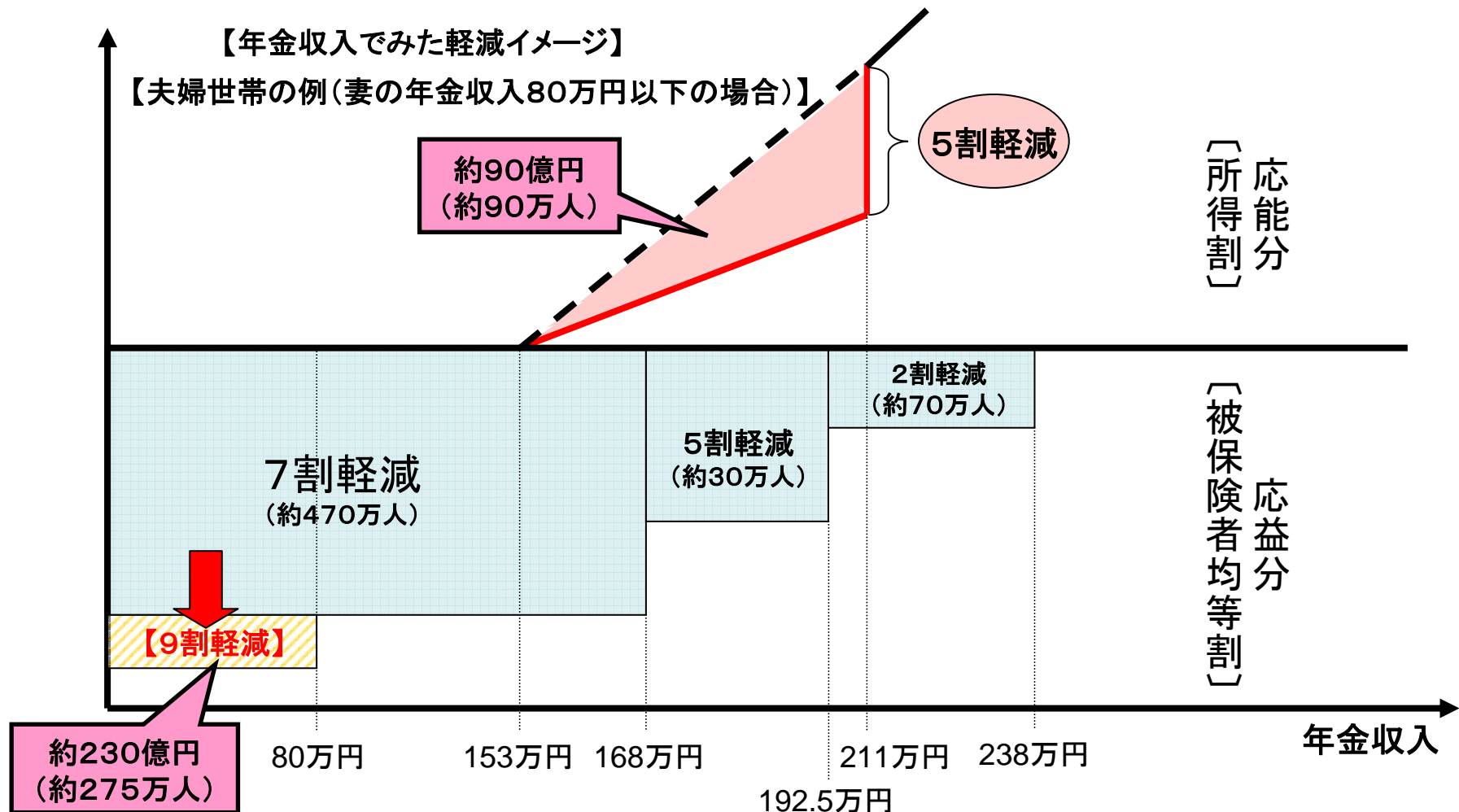
平成21年度以降の対応

【均等割】

均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合に9割軽減する。

【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入153万円から211万円まで）について、5割軽減する。



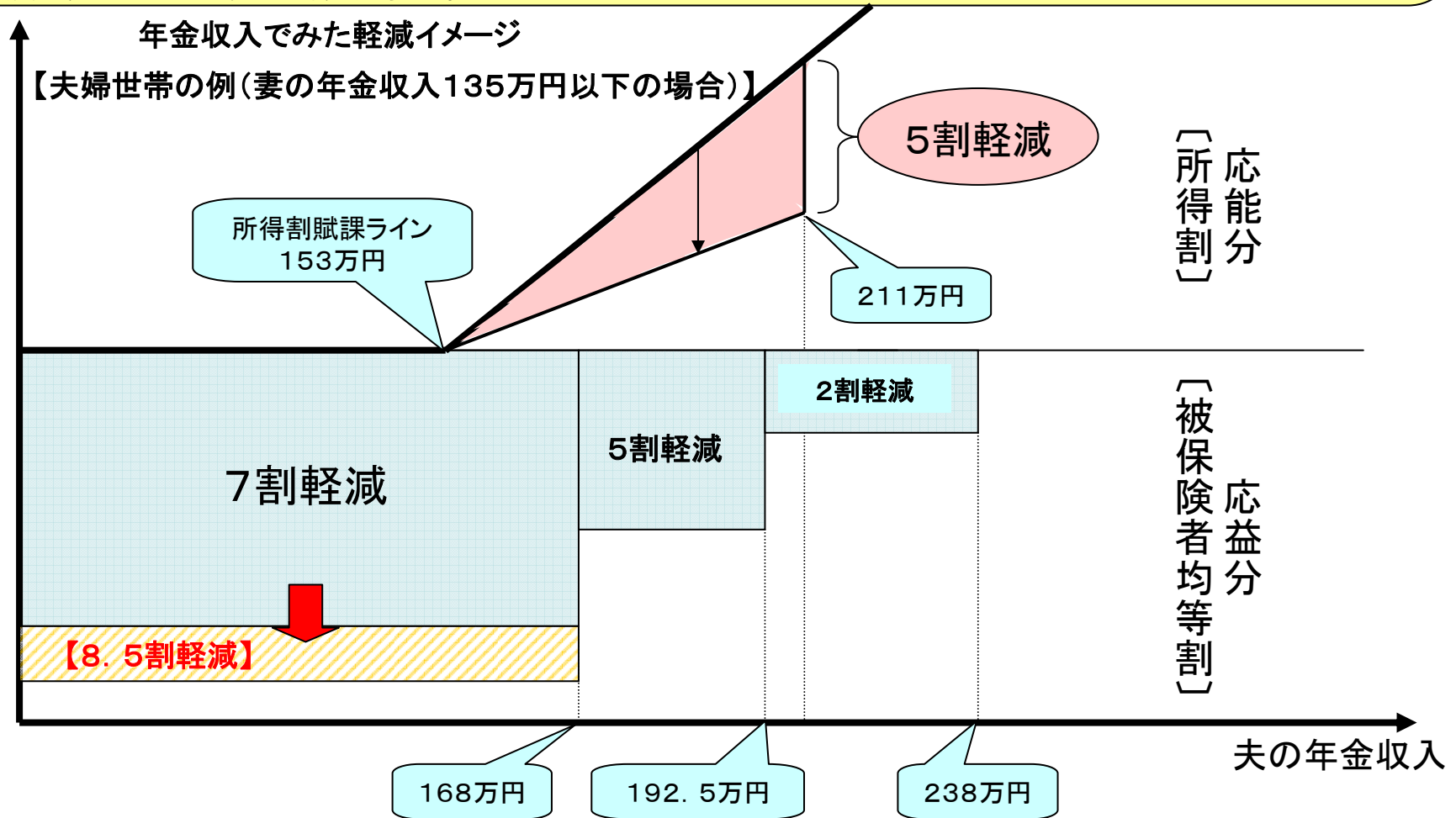
平成20年度の対応

【均等割】

21年度までの措置として、20年度については、7割軽減世帯で8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しない。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置を講ずる。(8. 5割軽減。月額保険料は、全国平均で約500円)

【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には、年金収入153万円から211万円までの被保険者)について、5割軽減する。



被用者保険の被扶養者の9割軽減措置の継続について

- 被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から2年間の軽減措置（均等割5割軽減）に加えて、
 - ・ 平成20年4月～9月の半年間は凍結し、
 - ・ 平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減した額としている。
- 平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様に9割軽減の措置を継続する。

※平成22年度以降のあり方については、今後検討。

